

産業廃棄物処理業許可取消、事業の停止処分一覧（令和7年1月29日時点）

年	月	処分対象者	処分内容	処分理由
R 7	1	株式会社エコシステム	事業の全部停止 (処分業) 30日間	<p>法第14条第1項、法第12条の3第4項及び法第12条の4第3項の違反行為により、法第14条の3第1号に該当</p> <p>[違反事実]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年6月26日から令和6年7月3日にかけて、排出事業者から処分受託した産業廃棄物を収集運搬の許可を受けていないにもかかわらず複数回運搬し、同年8月上旬まで保管した。（無許可営業） ・上記保管中に、処分が終了したものとして Manifest の写しに虚偽の処分終了日を記載した。（管理票虚偽記載） ・上記保管中に、上記虚偽の処分終了日を記載した Manifest の写しを排出事業者へ送付した。（虚偽管理票写し送付）
R 6	1	株式会社B-LIG	許可の取消し (収集運搬業)	<p>法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ホの違反行為により、法第14条の3の2第1項第4号に該当</p> <p>[違反事実]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年1月19日に福井県知事から、法第14条の3の2第1項第3号の規定により産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消された。（欠格事由に該当）
R 4	3	株式会社エコ・クリーン	事業の全部停止 (処分業) 10日間	<p>法第14条第16項、法第12条の5第3項の違反行為により、法第14条の3第1号に該当</p> <p>[違反事実]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月25日から令和3年3月28日にかけて、産業廃棄物を再委託の基準に従わずに再委託した。（再委託禁止違反） ・電子 Manifest に係る情報処理センターへの処分の終了報告について、処分を再委託をしていたにもかかわらず、処分していた旨を虚偽報告をした。（虚偽報告）
R 4	3	株式会社エコロジス	事業の全部停止 (収集運搬業) 10日間	<p>法第14条第16項の違反行為（助け）により、法第14条の3第1号に該当</p> <p>[違反事実]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月25日から令和3年3月28日にかけて、株式会社エコ・クリーンの再委託禁止違反を、引き渡し場所まで産業廃棄物を運搬する方法で助けた。（再委託禁止違反の助け）